



市章

# 彦根市公報

令和7年(2025年)3月17日

第1936号

月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目 次

- 告示
  - 20 彦根市屋外広告物条例第5条の規定に基づく区域等の指定の一部改正 ..... 1
  - 21 指定居宅介護支援事業者の指定..... 1
  - 22 指定居宅介護支援事業者の指定..... 2
  - 23 指定地域密着型サービス事業者の指定 ..... 2
  - 24 指定地域密着型サービス事業者の指定 ..... 2
  - 25 認可地縁団体の告示事項の変更..... 2
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 3
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 3
  - 公示送達について公告..... 4
  - 公示送達について公告..... 9
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 11
- 選挙管理委員会告示
  - 3 彦根市選挙管理委員会の招集..... 11
- 水道事業告示
  - 2 彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部改正 ..... 11

## 告 示

### 彦根市告示第20号

彦根市屋外広告物条例第5条の規定に基づく区域等の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月18日

彦根市長 和田裕行

彦根市屋外広告物条例第5条の規定に基づく区域等の指定の一部を改正する告示  
彦根市屋外広告物条例第5条の規定に基づく区域等の指定(平成27年彦根市告示第90号)の一部を次のように改正する。

第3項に次の6号を加える。

- (3) 県道彦根環状線のうち戸賀町西交差点から高宮町大北交差点までの区間
- (4) 県道多賀高宮線の全線
- (5) 県道神郷彦根線の全線
- (6) 県道三津屋野口線のうち日夏町島交差点から終点までの区間
- (7) 市道中山道線のうち国道8号から分岐する下矢倉町地先から終点までの区間(県道水谷彦根線、県道高宮停車場線、県道彦根環状線および県道彦根八日市甲西線と重複する区間を含む。)
- (8) 市道八坂西今線の全線

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

### 彦根市告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として、

次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 21 日

彦根市長 和田裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
ぴあ野ケアプランセンター	彦根市南川瀬町 1516 番地	一般社団法人フルール代表理事野瀬 充恵	居宅介護支援	令和 7 年 2 月 1 日	2570201406	令和 7 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

彦根市告示第 22 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 21 日

彦根市長 和田裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
ゆりの木ケアプランセンター	彦根市松原町 1435 番地 13	日本シニアライフ株式会社代表取締役森 薫	居宅介護支援	令和 7 年 2 月 1 日	2570201422	令和 7 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

彦根市告示第 23 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 3 月 3 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
デイサービスはえみ	彦根市田附町 1227 番地	株式会社はえみ代表取締役嶋本 隆道	地域密着型通所介護	令和 7 年 3 月 1 日	2570200861	令和 7 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

彦根市告示第 24 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 3 月 3 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	サービスの種類	事業所番号	指定日	有効期間
すみよしクリニックデイサービスセンター	彦根市竹ヶ鼻町 292 番地 1	医療法人湖葉会理事長住吉 健一	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	2590200156	令和 7 年 3 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

彦根市告示第 25 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項

の規定により告示する。

令和7年3月3日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変更前	変更後
宮田町馬場自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
甲崎町自治会	百々 明雄 (略)	西村 博久 (略)
柳川町自治会	仁保 隆 (略)	山本 昭二 (略)
下石寺町自治会	上田 薫 (略)	山田 孝則 (略)
上平流町内会	門脇 勝人 (略)	勝見 政志 (略)
上稲葉町自治会	箕浦 次郎 (略)	松村 吉成 (略)
下岡部町自治会	中川 重則 (略)	木村 利幸 (略)
物生山自治会	門野 茂 (略)	中辻 勝 (略)
本庄町自治会	富江 泰隆 (略)	田中 昭彦 (略)
宮田町馬場自治会	武田 直樹 (略)	林 政彦 (略)
野良田町自治会	瀧 忠信 (略)	孫井 剛司 (略)

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月18日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市森堂町字三代地 250番9	285.40 m <sup>2</sup>	令和7.2.18	1012

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月18日

彦根市長 和田裕行







(略)	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)固定資産税都市計画税督促状(3期)(過年8期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期) 令和6年度(2024年度)軽自動車税(種別割)督促状(1期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(過年1期)(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2期)(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2期)(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)督促状(11月)(12月)(1月)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2期)(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3期)(4期)
	令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2期)(3期)(4期)
令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2期)(3期)(4期)	
令和6年度(2024年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(1期)	

(略)	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)および配当計算書(謄本)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)督促状(4 月)(5 月)
	令和 6 年度(2024 年度)固定資産税都市計画税督促状(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)固定資産税都市計画税督促状(1 期)(3 期) 令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(2 期)
	充当通知書
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(過年 6 期) 令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)(過年 7 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市民税・県民税・森林環境税督促状(3 期)(4 期)



(略)	令和6年度(2024年度)固定資産税都市計画税督促状(3期)
-----	--------------------------------

-----  
 公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条および介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和7年2月26日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)後期高齢者医療保険料督促状(4期)(5期)(6期)(7期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)後期高齢者医療保険料督促状(4期)(5期)(6期)(7期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(5期)(6期)(7期)(8期)
令和6年度(2024年度)後期高齢者医療保険料督促状(4期)(5期)(6期)(7期)	

(略)	令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期) 令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期) 令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期) 令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期) 令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(4 期)(5 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(5 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(4 期)(5 期)

(略)	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)(5期)(6期)(7期)(8期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(3期)(4期)(5期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(6期)(7期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(7期)
	令和6年度(2024年度)介護保険料督促状(6期)(7期)
	令和6年度(2024年度)国民健康保険料督促状(3期)(4期)(5期)(6期)(7期)(8期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年2月27日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市駅東町11番5 株式会社イズミ 代表取締役 泉 藤博	彦根市彦富町字上百田 600番1の一部、601番1 および602番1	2,165.99 m <sup>2</sup>	令和7.2.27	1008

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第3号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和7年2月28日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

記

- 1 日時 令和7年3月3日(月) 午前9時30分
- 2 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 3 議題
  - (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
  - (2) 永久選挙人名簿の定時登録について
  - (3) その他

水道事業告示

彦根市水道事業告示第2号

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月20日

彦根市長 和田裕行

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱(平成23年彦根市水道事業告示第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「地下」を「地下埋設」に、「床下」を「床下配管」に、「発見の困難な」を「の平時に露出していない」に、「漏水」を「漏水であり、かつ、不可抗力の事由に起因するとき。」に改め、同条第2項第2号中「水道使用者等」の次に「または第三者」を加え、「もしくは重大な」を「または」に改め、同項第4号中「修理」を「修繕」に改め、同号ただし書中「管理者がやむを得ないと」を「寒波、地震等の災害の発生により、指定給水装置工事業

者による修繕が困難であると管理者が」に改め、同項第6号ただし書を次のように改める。

ただし、水道使用者等が当該装置の修繕の際に満水警報装置を設置するときは、この限りでない。

第4条第2項第7号中「水洗トイレ」の次に「、給水栓」を加え、同項第8号中「修理」を「修繕」に改める。

第5条ただし書中「修理後」を「修繕後」に改める。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条第2項中「修理等を必要とする」を「修繕等を必要とする」に、「修理等が完了した」を「修繕等が完了した」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 当該修繕等を行った箇所を示す配管図面

第11条第2項第2号中「修理等」を「修繕等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 口座振込払申出書

第11条第3項を削る。

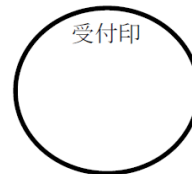
第12条の見出し中「決定等」を「決定」に改め、同条中「を認定することを決定したときは使用水量認定決定通知書(別記様式第3号)により、使用水量を認定しないことを決定したときは、使用水量認定却下通知書(別記様式第4号)にその理由を付して、」を「の認定の可否を決定の上、水道使用水量認定結果通知書(別記様式第2号)により」に、「行なった者」を「行った者」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第11条関係)



年 月 日

彦根市長 様

お客様番号  -  -  (メーター番号)

水栓所在地

使用者名

連絡先 ( ) - -

### 水道使用水量認定申請書

彦根市水道事業給水条例第28条の規定により、使用水量の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 漏水箇所、原因および修繕内容

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 発見年月日 年 月 日

3 修繕開始年月日および完了年月日  
年 月 日 ~ 年 月 日

上記のとおり漏水修繕が完了したことを証明します。

年 月 日  
彦根市指定給水工事事業者 指定番号 ( )

\_\_\_\_\_

※申請者(使用者)が法人の場合は、名称および代表者の氏名を記入してください。

※申請に必要な書類を確認し、下の□にチェックをしてください。

- 修繕を行った箇所を示す配管図面
- 修繕を行った箇所を示す工事写真(修繕箇所(修繕前・修繕後)の状況を撮影したもの)
- 口座振替払申出書および振込先口座の通帳の写し

様式第 2 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

彦根市長



水道使用水量認定結果通知書

年 月 日付で申請のありました水道使用水量認定申請について、彦根市水道料金の水量認定に関する取扱要綱第 12 条の規定により、下記のとおりとしましたので通知します。

記

使用者名		お客様番号	
水栓所在地	彦根市		

1 認定します。

認 定 内 容				
年 月 調定分		当 初	更 正 後	差 引
	水 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	水道料金	円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)	円 (内消費税 円)
(備 考)				

消費税の適用税率は %です。

適格請求書発行事業者  
彦根市上下水道部 水道事業  
登録番号 T9-8000-2000-0667

2 認定しません。

(理由)

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号までを削る。

付 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

-----